

令和4年度第1回座間市廃棄物減量等推進審議会 会議録

日 時

令和4年10月17日（月）午後2時30分～午後4時30分

開催場所

ハーモニーホール座間 中会議室

出席者

藤井委員、善山委員、清水委員、内藤委員、松本委員、瀬戸口委員、西委員、本間委員（全員出席）

事務局

環境経済部長、資源対策課長、副主幹、資源対策係長、資源対策係主事

傍聴者

0名

公開可否

公開 一部公開 非公開

議 題

議題1 一般廃棄物処理基本計画（案）について

資 料

資料1 委員名簿

資料2 席次表

資料3 一般廃棄物処理基本計画 概要版 平成30年3月発行

資料4 一般廃棄物処理基本計画（案） 令和5年3月発行予定

開 会

- ・部長から委嘱状の伝達
- ・部長あいさつ
- ・委員自己紹介
- ・事務局の推薦により藤井委員が会長、善山委員が副会長に就任
- ・事務局から、過半数の出席による審議会の成立、審議会の公開・傍聴について説明

審議の概要

議題1 一般廃棄物処理基本計画（案）について

事務局から一般廃棄物処理基本計画（案）の変更内容について説明した後、質疑を行った。
概要は次のとおり。

藤井会長 計画改訂について、3市でこれをやろうとしているじゃないですか、この会議がほかの市にもあって、そこでも同じような形で審議をされているということですか。

係 長 実は座間市のみこういう審議会を設けていまして、海老名市や綾瀬市は市役所で決裁をとるという形でこの計画をまとめている状況です。座間市のみ、こういった皆さんにお諮りして色んなご意見をもらっていくという方式をとっています。

藤井会長 審議したところは必ず反映されるのでしょうか。

係 長 3市の調整が必要な部分があります。座間市のやり方でやっている座間市のみの実施事業については、もちろん皆さんの意見をなるべく反映させるという方針はできるのですが、全体的な部分、例えば生ごみ処理機の補助金のところとか、各市で色々調整を取りながらやっている部分があります。例えば補助率のことですとか。色々な部分がございますので、そういった部分については3市の調整が必要な部分と言うことで、必ずしも反映させることができるという部分ではないということです。

西 委員 全体を通して感じたことなのですが、平成とか令和とかよりも西暦を先に出していただいた方が、表がすごくわかりやすいのですが。西暦を先に入れていただいた方が将来的に見やすいと思います。

係 長 基本的な表記方法の部分ですので、全体に関わってくる部分ということで、一応綾瀬市と海老名市には、こういうご意見がありましたよと伝えることはできるのですが、必ずしも反映される部分ではないということをご理解ください。

内藤委員 両方表記してもらえば。令和はいいのですが、その下に西暦を入れてもらえればわかりやすいということです。

係 長 承知しました

清水委員 17ページ終わりの方なのですが「海老名市、座間市、綾瀬市及び組合は、中間処理施設や焼却施設の適正な維持管理に努めます。また、高座クリーンセンター及び海老名市の資源化センターの更新が令和元年度に完了したことから、今後は座間市の施設についても効率的な処理のために集約化等を検討します。」とありますが、これは施設の統廃合をやるということなのですか。

係 長 あくまで検討ということでございます。まだ具体的にはなっていないのですが、今後、処理体制なども例えばプラスチックの関係もありますので、集約化も併せて検討していきましようということです。

課 長 補足しますと、びん、かん関係は小松原にあって、プラスチック関係は新田宿にあって、市内あちこちにあって統一した管理が難しいので、どこか1カ所に持っていきたいということで今検討しているところでございます。

藤井会長 24ページ、事業系のごみはすべて事業者が処理して特に市は関係ないという形だということですが、先ほど言及されたのが、収集している市があるということで、その辺の不整合が起きていると感じたので説明をいただきたいのと、小規模事業者についてすべてが業者と契約できているのかどうか心配しているのですがいかがでしょうか。

係 長 事業系ごみの不整合は、多分私がフローチャートで※印の部分と言ったことだと思います。「事業系ごみのうち、市が特に認めたものは、市が家庭系ごみと同様に処理できるものとする。」という記述を加えたという部分なのですが、市の中の事業系ごみ、家庭系ごみの区分の扱いは、実は市に判断を任せられるということ、県と国に確認を取っています。具体的になかなか言いづらい部分もあるのですが、例えば自動販売機の横にあるペットボトルを入れる箱は、事業系ごみの扱いになっていると思う

のですが、ペットボトルも資源であり、もっぱら物なので、それをなんとかできないかというような施策体系を考えていまして、この一文を追加させていただいているということです。県と国にはこういう一文を入れることについて問題がないか確認をとって、その分類については市の判断に委ねられる部分なので大丈夫ですよと回答をいただいています。

課長 小さな事業者がすべて契約できているわけではないし、少量を取りに来てくださいという、収集運搬業者もコストがかかってしまってできないという現実があります。そのような中で、高座清掃施設組合の処理料金の値上げを考えています。そうすると事業者さんになにがなんでも事業系ごみとしてやりなさいよというのは、負荷が大きすぎるだろうということで、座間ではやはり事業系ごみも、ただ事業者さんに自分たちでなんとかしなさいだけではなくて、そこを減らしていくような、そしてもっと出しやすくなって事業経費に転嫁しないような仕組み作りができないかということで今検討しているところです。

藤井会長 それは、ゆくゆくは事業系ごみを市が収集する場合は有料化を考えているのでしょうか。

課長 例えば東京23区ではそういった区があるのも知っています。そういった情報を加味しながら、さまざまな検討は行っていくということでございます。

藤井会長 67ページ、最終処分と言うところがありますが、皆さんが出されたごみが高座の施設で燃えた後、横に最終処分というのは埋め立てるとか最後どこに持っていくのかということですが、最終処分を実施しますというのは、資源化施設で処理しますと書かれてありますが、これはどういうふうなところでどう処理されているのか教えていただければと思います。

課長 今現在出たものについては、ほぼ資源化しております。昔のように灰をそのまま埋め立てるということではなくて、灰とか溶けたものを今千葉県と茨城県の金属を取り出す事業者を持ち込んで、さらにそこから取れないものを次の業者に渡すということをしています。そして、出たものをスラグというのですが、例えば路盤材とか砂利とか、最終的にはそういったものにして、ただ埋めるということにはしないようにしています。本当にごく微量が出ているくらいだったと思うので、その行き場は知らないのですけれども、ほぼ全量スラグで資源化しています。

藤井会長 セメントにもなるのですよね。

課長 そうですね。そういういった材料にもしています。とにかく出来るものはとことん使っているということでございます。

西委員 67ページの最終処分というところなのですが、この最終処分量というのは、出たごみに対してのパーセンテージで数字が出てくるのですか。座間市と海老名市と綾瀬市と、燃やすところは一緒ですよ。だから、出た量の中で配分してこのパーセンテージが出ていますのですか。

課長 持ち込みの按分比です。

松本委員 一人当たり200グラム減らすということですが、そのために幅広く、興味を持つ

方だけでなく、知っていただけるように、どのような計画があるのですか。今後の広報活動はどのようにするのでしょうか。

係 長 まず目標についてですが、現状1人一日当たりの家庭系可燃ごみ399グラムを360グラムにしましょう、というところで残り40グラム程度を令和9年度にかけて減らしていきましょうということです。啓発については、150ページにも記載があります。子供たちだけではなくて、例えば北地区文化センターなど公共施設でも、サークルが集まる機会に実は啓発に伺っている事実もあります。今年は大凧まつりでも啓発活動をやらせていただいていますけれども、そういう機会を見て周知できる機会があれば積極的に啓発していきます。

内藤委員 その周知というと、なかなか市のホームページまで行かない方が多いじゃないですか。広報ざまもLINEだと強制的に送られて来ますし、座間のLINEは評判がいいのですよ。LINEの登録をもっと積極的にやって、強制的にスマートフォンに送った方が今後良いのではないのでしょうか。

係 長 おっしゃられるとおり、SNSの力は偉大で、座間市の公式LINEは7万人とか登録者数でありまして、フードサイクルプロジェクトという生ごみ処理器の事業でもLINEで募集をかけさせていただいて、広く発信をさせていただきました。

内藤委員 高齢者も、ワクチン接種の予約が電話ではとれないけどLINEでは簡単にとれたということで、スマートフォンを活用されているので、どんどんLINEを活用していただきたいです。

部 長 そうですね。LINE登録者数もどんどん増えているので、引き続き工夫していきたいと思います。

藤井会長 他にございませんか。特に質疑がないようであれば、これで終了とさせていただきます。

・事務局から次回審議会の予定（11月下旬）について説明

閉 会